



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 7 7 号

平成25年(2013年)10月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
介護保険法の規定による事業者の指定について(2件) (介護保険課)	1
介護保険法の規定による事業の廃止について ( " )	2
児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について ( " )	3

平成21年告示第228号(独立広告物調整地区の指定について)の一部改正について (景観政策課)	3
<b>公 告</b>	
予防接種を行うことについて (健康総務課)	3
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて (建築指導課)	5
<b>農業委員会告示</b>	
平成25年第10回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	5

## 告 示

●金沢市告示第275号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成25年10月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104832	デイサービス ケアマート	金沢市暁町5番 21号	株式会社ケアマ ート	平成25年9月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104824	はんなり	金沢市高尾南2 丁目31番地	株式会社SOU	平成25年9月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104840	L I F E ケアサ ポーター ぎふ と	金沢市沖町二28 番地3	株式会社ライフ イノベーション	平成25年9月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104857	L I F E ケアサ ポーター すく ~る	金沢市疋田1丁 目180番地	株式会社ライフ イノベーション	平成25年9月1日	通所介護 介護予防通所介護
1760191021	訪問看護ステー ション 来夢	金沢市松島3丁 目187番地 来 夢ハウス3号館	有限会社来夢	平成25年9月10日	訪問看護 介護予防訪問看護
1770104873	訪問介護ステー ション 来夢	金沢市松島3丁 目207番地	有限会社来夢	平成25年9月10日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770104881	デイサービス すまいる千木	金沢市千木町ヲ 1番地1	株式会社C u r e S m i l e	平成25年9月21日	通所介護 介護予防通所介護

1770104907	デイサービスセンター Paradis de Vieillards	金沢市泉が丘1丁目3番85号	社会福祉法人喜峰会	平成25年9月18日	通所介護 介護予防通所介護
1770104915	デイサービスしらさぎ	金沢市割出町186番地	株式会社しらさぎ苑	平成25年9月20日	通所介護 介護予防通所介護

## ●金沢市告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成25年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104840	居宅介護支援事業所 路(みち)	金沢市沖町二番地3	株式会社ライフイノベーション	平成25年9月1日	居宅介護支援

## ●金沢市告示第277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示します。

平成25年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101374	居宅介護支援事業所 ライフ	金沢市本江町8番13号	特定非営利活動法人金沢スピリッツライフ	平成25年8月31日	居宅介護支援

## ●金沢市告示第278号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成25年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1750102236	キッズルーム ロータス	金沢市小坂町西68番地1	株式会社アルバ	石川県野々市市扇ヶ丘22番33号	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定なし	平成25年8月1日
1750102244	S-veranda	金沢市若松町セ104番地1	社会福祉法人佛子園	石川県白山市北安田町548番地2	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	特定なし	平成25年9月1日

1750102251	sakura colette	金沢市三池栄町156番地	株式会社さくらCom	金沢市福久町1丁目125番地 中村オフィス2号	放課後等デイサービス	特定なし	平成25年10月1日
------------	----------------	--------------	------------	----------------------------	------------	------	------------

●金沢市告示第279号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示します。

平成25年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1730103973	障害者相談支援センターわかば	金沢市別所町ク10番地	社会福祉法人陽風園	金沢市三口新町1丁目8番1号	計画相談支援	特定なし	平成25年10月1日

●金沢市告示第280号

平成21年告示第228号（独立広告物調整地区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

表中 「

18 進和町の一部
-----------

」を  
「

18 進和町の一部
19 河原市町の一部

」に改める。

**公 告**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成25年10月21日から 平成26年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		

ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者
日本脳炎第1期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 平成19年4月2日以後に生まれた者については、生後6月に達した者
日本脳炎第2期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上のもの
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
結核（BCG）	生後1歳に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで並びに小児用肺炎球菌及びインフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

## 別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
篠崎 絵里	金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号
井上 雅之	金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地
木場 由希子	小松市民病院	小松市向本折町60番地

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成25年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第654号	平成25年 10月8日	金沢市御供田町イ1番1及び金沢市所管の法定外公共物の一部	27.30	4.30

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成25年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年10月21日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

1 日時

平成25年10月29日午後3時

2 場所

金沢市議会第3委員会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (6) 特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る土地等の買換えについて農業委員会が適当と認める証明願について

平成25年(2013年)10月21日 印刷  
平成25年(2013年)10月21日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄